

2020年2月19日

フコクしんらい生命保険株式会社

「先進医療」に関するお知らせ

～「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の「先進医療」からの削除（見込み）について～

厚生労働大臣が定める「先進医療」の対象となる医療技術は、公的医療保険の対象にするかを評価する段階にあるため、公的医療保険の対象に移ったり、評価の対象から外れたりすることで、「先進医療」の技術数や内容は変化しますが、2020年4月1日より、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）が「先進医療」から削除される見込みとなっております。

当社の先進医療特約の先進医療給付金等※については、療養を受けた時点で厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由の要件の一つとしております。

そのため、「先進医療」から削除された場合、ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、先進医療給付金等の支払対象外となりますので、ご注意ください。

「先進医療」に該当するかにつきましては、治療を受けられる前に医師に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

今後の「先進医療」に関する最新の情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

※「先進医療」を保障する当社の商品（給付金の種類）

解約返戻金抑制型医療保険（先進医療定額給付金）

先進医療特約（先進医療給付金）

以上